

別居している方を被扶養者として申請する場合の送金確認書類について

コスモエネルギーグループ健康保険組合

加入者各位

別居している方を被扶養者として申請する場合は、被保険者による継続した生計維持関係を確認するため、送金事実および送金額を確認できる書類の提出が必要です。

申請の際は、以下の内容をご確認のうえ、必要書類をご提出ください。

1. 申請時に提出いただくもの

申請時には、初回の送金事実および送金額を確認できる書類をご提出ください。あわせて、今後1年間の送金予定（送金回数・各回の金額）についてもお知らせください。なお、送金予定については別紙をご使用ください。

2. 送金方法について

送金は、被保険者本人から対象者本人へ、原則として毎月など定期的・継続的に行ってください。振込の場合は通帳・振込明細等、現金書留の場合は控えにより、送金日・送金者・受取人・送金額を確認できるようにしてください。

3. 送金証明の提出について

当組合では、直近3か月分の送金証明の提出をお願いしております。申請時には初回送金分をご提出いただき、残り2か月分については後日ご提出をお願いいたします。

その際、被保険者の収入状況が変わった場合は、現況届を再度作成いただき一緒に送付お願いいたします。

4. 被扶養者認定後の確認について

認定後も、扶養確認調査時に送金履歴等を確認します。送金実績を確認できない場合、または被扶養者となる方の年間収入見込み額（年金、給与、パート・アルバイト収入等を含む）が年間仕送り額以上となった場合は、被扶養者の要件を満たさなくなる可能性がありますので、速やかに削除の届出を行ってください。

なお、送金証明書以外の申請書類につきましては、通常どおりご提出ください。ご不明な点がございましたら、当組合までお問い合わせください。

お問合せ先

コスモエネルギーグループ健康保険組合

適用担当

kenpo-info@cosmo-oil.co.jp